

# 後漢桓帝の親政と宦官の國政關與

渡邊將智

はじめに

第一章 桓帝の親政と梁氏の誅滅

第二章 梁氏誅滅後の三公とその就任者

第三章 梁氏誅滅後の人事方針とその政治的背景

第四章 宦官の人事關與とその政治的背景

おわりに

はじめに

これまで後漢第一二代の桓帝（在位…一四六～一六七）と第一二代の靈帝（在位…一六八～一八九）の治世は、宦官の專權が皇帝による支配の弱體化を招いた時期、と理解されてきた。<sup>1)</sup> その宦官が官僚や黨人に彈壓を加えた事件が、二度にわたる黨錮事件である。第一次黨錮事件は桓帝期の延熹九年（一六六）一二月に、第二次黨錮事件は靈帝期の建寧二年（一六九）一〇月に發生し、宦官と對立する官僚や黨人が禁錮刑や死刑に處された。

黨錮事件に關する研究は枚擧に暇が無いが、その古典的な研究として川勝義雄氏の所論を擧げることができる。川勝氏は、黨錮事件を「清流豪族」と「濁流豪族」の對立とみなす楊聯陞氏の説と、それに對する宇都宮清吉氏の批判を踏まえ

た上で、この事件は儒教的イデオロギーに基づく國家理念を共有する官僚・黨人ら「清流勢力」が、中央政府において權力を私物化する宦官、および彼らと結んで郷里社會に支配を及ぼそうとする「濁流勢力」に抵抗した結果発生したとする。その上で、後漢後期の「清流勢力」が魏晉南北朝時代の貴族の母體となった<sup>(2)</sup>、これに對して渡邊義浩氏は、儒教的教養を具える「儒教的官僚」と黨人が、儒教に基づく後漢の支配に反して國家の諸機能を私物化する宦官と、その背後にいる皇帝に批判を加えたことにより黨錮事件が発生したとする。さらに、後漢後期の黨人の流れを汲む存在として魏晉期のいわゆる「名士」を位置づけている<sup>(3)</sup>。

このように従來の後漢政治史研究は、黨錮事件の背景とその歴史的な意義について主に検討を加えてきた。そこでは黨錮事件を、權力を私物化する宦官が自分たちに反撥する官僚・黨人を排除するために引き起こしたものとのおおむね理解するとともに、魏晉南北朝時代の支配者層の形成を促す重要な劃期とみなしてきた<sup>(4)</sup>。これらの研究の多くは、魏晉南北朝時代における支配者層の淵源を後漢時代に遡って説明することに検討の重點を置いていたため、黨錮事件の實像を官僚・黨人の面から把握しようとする傾向にあったといえる。

しかし、黨錮事件においては、黨人らの批判の對象となった宦官と彼らを任用する桓帝・靈帝もまた一方の當事者であった。それゆえ黨錮事件の背景とその歴史的な意義をより詳細に明らかにするためには、桓帝・靈帝と宦官が黨人らを排除するに至った政治的な背景について、皇帝の統治のあり方や宦官の政治活動にも目を向けて検討する必要がある。なかでも第一次黨錮事件が発生した當時は、桓帝が親政していた時期にあたる。それゆえ、右の問題を検討するにあたっては、桓帝の親政と宦官の政治活動の關係に特に注目すべきである。

つとに矢野主税氏が指摘する通り、後漢の宦官の政治活動は主に人事への關與であり、そのことが桓帝期・靈帝期に官僚・黨人らによる批判の對象となった<sup>(5)</sup>。では、そもそもなぜ宦官は桓帝期に人事への關與を強めたのであろうか。この問題は従來必ずしも十分には検討されてこなかったように思われる。しかし、黨錮事件の背景とその歴史的な意義を説明す

るためには、宦官による人事への關與を招來した政治的背景を、第一次黨錮事件が発生した桓帝親政期を中心に檢證する必要がある。

後漢における宦官の權力の淵源について、従來の後漢政治史研究では、皇帝とその「祕書官」たる宦官の個人的な紐帶に求める見方と、臨朝稱制する皇太后とその側近たる宦官の結合關係に求める見方が示されてきた。<sup>7)</sup>前者は皇帝親政時における宦官の政治活動に、後者は皇太后臨朝時のそれに特に注目して導き出されたものである。これらに對して平松明日香氏は、宦官が外戚と聯携して國政に關與するに至った背景を、第六代の安帝（在位：一〇六―一二五）が鄧太后（第四代の和帝の皇后）による臨朝を経て親政して以降の不安定な政情や外戚と「儒家官僚」の對立に求めている。<sup>8)</sup>平松氏の所論は、宦官の權力の淵源を、皇太后の臨朝と皇帝の親政が繰り返し行われるなかで展開する後漢中期以降の複雑な政治狀況に注目して検討したものと見えよう。しからば、宦官による人事への關與を招來した政治的背景を檢證するに際しても、桓帝が梁太后（第八代の順帝の皇后）の臨朝を経てどのように親政したのかという點を、當時の皇帝・外戚・宦官・官僚らの關係に重點を置いて検討することが有効であると考えられる。その検討を通じて、後漢後期に皇帝が如何に統治していたのか、という問題もあわせて檢證できるであろう。

以上の觀點に基づき、本稿では、宦官による人事への關與を招來した政治的背景を、第一次黨錮事件が発生した桓帝親政期を中心に検討する。それを通じて、黨錮事件の背景とその歴史的な意義を解明する手がかりを探るとともに、後漢における皇帝支配の特色の一端を檢證する。

## 第一章 桓帝の親政と梁氏の誅滅

宦官が桓帝期に人事への關與を強めた政治的背景を檢討するにあたり、桓帝が親政を開始するまでの政治過程を、その帝位繼承に遡って確認しておきたい。

桓帝劉志は、第九代の冲帝（在位…一四四～一四五）と第一〇代の質帝（在位…一四五～一四六）が相次いで崩御した後、帝位を繼承した。この時期には梁太后が臨朝して冲帝・質帝を後見し、また彼女の兄である大將軍梁冀が專權を振るっていた。<sup>9</sup> 梁冀は自分に批判的な質帝を本初元年（一四六）閏六月甲申に毒殺すると、梁太后とともに質帝の繼承を定め、傍系で一五歳の蠡吾侯劉志（蠡吾侯劉翼の子）に帝位を繼承させた。これが桓帝である。梁太后は桓帝の帝位繼承後も引き続き臨朝した。

建和元年（一四七）八月、桓帝は梁冀の妹を皇后に冊立し、翌年の建和二年（一四八）正月に元服した。和平元年（一五〇）正月になると梁太后が政權を返上し、桓帝は親政を開始した。梁太后はその翌月に崩御したが、それ以降も梁冀は大將軍に引き続き在任し、元嘉元年（一五二）には桓帝から殊典（帝室の藩屏として遇するために臣下に賜與した特別待遇）を賜與された。<sup>10</sup>

延熹二年（一五九）七月に梁皇后が崩御すると、桓帝は梁冀に不穩の動きがあるとし、尙書令尹勳・尙書僕射霍諝ら一部の官僚と、中常侍單超らを中心とする宦官の協力を得て、梁氏の誅滅を計劃した。そして、八月丁丑、桓帝は梁冀から大將軍の印綬を奪って自殺に追い込み、河南尹梁胤（梁冀の子）をはじめとする梁氏一族を誅殺した。さらに桓帝は、梁氏の與黨とみなす官僚を多數處罰した。その時の様子について、『後漢書』卷三四梁統列傳附梁冀列傳に次のようにある。<sup>11</sup>

其の它連及する所の公卿・列校・刺史・二千石死<sup>ころ</sup>ざる者數十人、故吏・賓客免黜せらるる者三百餘人。朝廷爲に空しく、唯だ尹勳・袁盱及び廷尉邯鄲義のみ在り。

桓帝が梁氏の與黨とみなす三公・九卿・列校・刺史・郡太守や梁氏の故吏・賓客を處罰した結果、尹勳・袁盱・邯鄲義を除く中央政府の人材の多くが失われたという。

かくして梁氏を誅滅した桓帝は、名實ともに親政を開始した。そして、梁氏誅滅に際して中心的な役割を果たした宦官の中常侍單超・徐璜・具瑗と小黃門史左悺・唐衡を列侯に、また小黃門劉普・趙忠ら八名の宦官を郷侯に封じた。さらに、

左愴・唐衡を中常侍に昇進させた。

これ以降、單超ら梁氏誅滅に協力した宦官は、自分の一族や與黨を辟召するよう三公・九卿や地方長官に對して「請託」を盛んに行うようになった。<sup>12)</sup>『後漢書』卷四三朱暉列傳附朱穆列傳には、桓帝期の尙書朱穆について次のように記されている。

(朱) 穆既にして深く宦官を疾み、臺閣に在りて、旦夕事を共にするに及び、志して之を除かんと欲す。乃ち上疏して曰く、「案ずるに、漢の故事に、「中常侍は士人より參選す」と。建武以後、乃ち悉く宦者を用う。延平より以來、浸や貴盛を益し、貂璫の節を假りて、常伯の任に處る。天朝の政事、一に其の手を更て、權は海内を傾け、寵貴は極まり無し。子弟・親戚、竝びに榮任を荷い、故に放濫驕溢にして、能く禁禦する莫し。凶狡無行の徒、媚び以て官を求め、特執怙寵の輩、百姓を漁食し、天下を窮破して、小人を空竭す。愚臣以爲えらく、悉く罷省し、往初に遵復して、舊章に率由し、更めて海内の清淳の士、國體に明達なる者を選び、以て其の處に補すべし。……」と。(桓) 帝納れず。

朱穆は桓帝に上疏して、宦官の一族が高官に就任したり「凶狡無行の徒」が宦官に媚びて獵官運動を行う現状を批判し、そのような事態を改善するために中常侍を本官とする宦官を罷免することを求めた。桓帝は朱穆の言を聞き入れなかったが、この事例からは桓帝が宦官による「請託」を容認していた様子をうかがい知ることができる。

また、後漢において宦官は、中常侍の職掌たる「顧問應對」に基づき、自分の推薦する人材を任用するよう皇帝に口頭で進言した。これをうけて皇帝は、推薦された人材を徵召する場合があった。<sup>13)</sup> 桓帝期に關しては、たとえば『後漢書』卷六〇下蔡邕列傳に

桓帝の時、中常侍徐燧・左愴等の五侯擅恣す。(蔡) 邕の鼓琴を善くするを聞き、遂に天子に白し、陳留太守に勅して發遣せんことを督促す。邕已むを得ず、行きて假師に到るも、疾と稱して歸る。

とあり、中常侍徐璜・左官らが桓帝に蔡邕を推薦し、それをうけて桓帝は蔡邕に任官の招きに應じるよう督促した。この記事には徴召を意味する「徴」字は用いられていないが、桓帝が督促を行っていることから、徴召の事例に該当するものと解し得る。これらの事例に見るように、梁氏誅滅後、宦官は徴召への關與を強め、桓帝もまたそれを容認した。

## 第二章 梁氏誅滅後の三公とその就任者

それでは、桓帝は梁氏を誅滅して名實ともに親政するにあたり、どのような人事方針に基づいて人材を任用したのであるか。また、その方針は宦官による人事への關與に如何なる影響を與えたのだろうか。

宦官が關與した徴召は、皇帝が官吏の推薦した人材を直接招聘して任用するための制度で、徴召を受けた者は三公以下の諸官に就任した。それらのうち九卿以下の諸官に就任した人物は、官途を順調に歩みさえすれば高い確率で三公に昇進することができた。<sup>14</sup>

後漢において三公は、太傅・將軍・九卿らとともに、皇帝の諮問會議である集議に参加した。當時の集議には、皇帝臨席のもと百官を招集して行われる「大議」、皇帝と三公・九卿の参加する「公卿議」、太傅・三公・將軍とその屬僚の参加する「三府議」があった。<sup>15</sup> 集議の参加者のうち太傅・三公・將軍は政策形成（政策案の作成・審議・決裁および政策の実施）の過程のうち政策案の作成・審議を、九卿は政策の実施を中心的に擔當し、とりわけ前者は皇帝の決裁に影響を及ぼすことができた。<sup>16</sup> このようにして皇帝の統治を支える三公の任用に際し、宦官は梁氏誅滅後に徴召を通じて關與していたことになる。このため、右の諸問題を明らかにするためには、梁氏が誅滅された延熹二年八月から桓帝が崩御する永康元年（二六七）一二月までの九年間における三公の就任者について、その出自と政治姿勢を分析することが有効であると考えられる。

表1は、延熹二年以降の三公の就任者を一覽にしたものである。以下では、この表に基づいて検討を進めていく。

表1 延熹二年以降の三公

年	月	太尉	司徒	司空	重要な出来事		
159	延熹二年	1	韓續	孫朗			
		7			胡廣	梁皇后が崩御	
		8			梁氏を誅滅 懿陵（梁皇后の陵墓）を廢して貴人の冢に改める 鄧氏を皇后に冊立		
		9					
160	延熹三年	11	祝恬	盛允	病床の中常侍單超を車騎將軍に任命		
		6			車騎將軍單超が病死		
		7					
161	延熹四年	1	種嵩	虞放			
		2					
		3					
		4					
		6					
		7					
		8			劉矩	黄瓊	
		9					
		10					
		162			延熹五年	11	種嵩
12							
163	延熹六年	1	楊秉	周景			
		3					
164	延熹七年	12	許栩	周景	勃海王劉惔が謀反 劉惔を麴陶王に降格 苦縣で老子の祭祀を實施 鄧皇后を廢位 鄧氏を誅滅		
		1					
		2					
		6					
		7					
		10					
		11			陳蕃	寶皇后を冊立 苦縣で老子の祭祀を實施	
		1					
		5					
		7				濯龍宮で黄老の祭祀を實施	
		166			延熹九年	8	胡廣
9							
10							
11							
12							
1	周景		第一次黨錮事件				
6							
12							
167	永康元年	1	宣酈	宣酈	黨錮を解除 麴陶王劉惔を勃海王に封建 桓帝が崩御		
		6					

注) 厳密には中國曆の年末は西曆では翌年にあたる。ただし、表1には西曆を目安として記載した。

黄瓊は、和帝期（八八～一〇五）に尙書令に就任した黄香の子で、順帝期（一二五～一四四）に太傅・太尉を歴任した桓焉の門生である。<sup>17</sup> 議郎・尙書僕射・尙書令・魏郡太守を歴任し、桓帝期には大將軍梁冀のもとで太常・司空・太僕・司徒・太尉・大司農に就任した。司空在任中の元嘉元年、桓帝が自分を擁立した梁冀の功績を稱えるために、彼に賜與する殊典の内容を三公・九卿に集議させた際には、梁冀を周公に準えることに反対した（後述）。また、太尉在任時には梁冀の「請託」をすべて拒否した。梁氏が誅滅された延熹二年八月に太尉に再び昇進し、同四年（二六一）三月に免官されたが、同年六月には司空に再度任用された。

祝恬は、胡廣の三公在任時にその辟召を受けた故吏である（『蔡中郎集』卷四「太傅胡廣碑」<sup>18</sup>）。司隸校尉在任中の元嘉元年、桓帝が梁冀に賜與する殊典の内容を集議させると、特進胡廣・太常羊溥・太中大夫邊韶らとともに、梁冀を周公に準えて禮遇するよう求めた（後述）。延熹二年八月に光祿大夫から司徒に昇進した（『後漢書』卷七桓帝紀・延熹二年條）。

盛允は、孝廉に察舉されて郎に就任した（『水經注』卷二三・獲水條所引「漢司徒盛允墓碑」）。その後、延熹二年八月に大鴻臚から司空に昇進し（『後漢書』桓帝紀・延熹二年條）、同三年七月には司徒に轉任した。

虞放は、明帝期（五七～七五）に司徒に就任した虞延の從曾孫にあたる。安帝期に太尉に就任した楊震の門生で、大長秋曹騰の推薦を受けた人物である（『三國志』魏書卷一武帝紀の裴松之注引「續漢書」、『後漢書』卷七八宦者列傳）。桓帝期に尙書に就任し、尙書令尹勳らとともに梁氏の誅滅に盡力した功績により都亭侯に封ぜられた。延熹三年（二六〇）七月に太常から司空に昇進した（『後漢書』桓帝紀・延熹三年條）。宦官に批判的であったという（『後漢書』卷三三虞延列傳附虞放列傳）。

种暠は、洛陽縣の門下史を経て河南尹の主簿に就任した後、孝廉に察舉され、太尉府の辟召を受けた。順帝期に侍御史に就任し、漢安元年（二四二）の「八使巡行」の際に大將軍梁冀と宦官の與黨の不正が摘發されると、梁冀・宦官の請願を斥ける形で、八使が摘發した者たちの處罰を求めた。<sup>19</sup> 益州刺史に轉任し、一時免官されたが、涼州刺史・漢陽太守・使匈奴中郎將・遼東太守を歴任した。その後、再び免官されたが、桓帝の徵召を受けて議郎に就任した。後に南郡太守・尙



書・度遼將軍・大司農に就任し、延熹四年二月に司徒に昇進した（『後漢書』桓帝紀・延熹四年條）。種暲は大長秋曹騰の收賄を告發したが、曹騰はそれを意に介することなく、彼を「能吏」と稱えた（『三國志』魏書武帝紀の裴松之注引『續漢書』、『後漢書』宦者列傳）。また、種暲は梁冀の故吏たる朱穆の推薦を受けた（『後漢書』朱暉列傳附朱穆列傳）。

劉矩は、順帝期に太尉に就任した劉光の兄の子にあたる（『後漢書』卷七六循吏列傳<sup>20</sup>）。孝廉に察舉されて雍丘令に就任したが、母の喪に服すために辭職した。その後、太尉胡廣により賢良方正に察舉され、尙書令・常山相などを歴任した。しかし、大將軍梁冀との間に確執が生じたため、病を理由に再び辭職した。やがて梁冀の理解を得て大將軍府の從事中郎に任用され、尙書令・宗正・太常を歴任した後、延熹四年四月に太尉に昇進した。後漢の宗室には、<sup>①</sup>前漢の春陵侯家（後漢において光武帝以來帝位を代々繼承）に出自する諸侯王家の直系、<sup>②</sup>春陵侯家に出自する諸侯王家の傍系（たとえば諸侯王の兄弟とその後裔）、<sup>③</sup>春陵侯家以外に出自する劉氏一族、が含まれていた。それらのうち皇帝の遠縁にあたる<sup>④</sup>・<sup>⑤</sup>は肺腑に該當する。後漢ではこの肺腑が宗正に任用される傾向にあった。劉矩もまた桓帝期に宗正に就任したことから、肺腑に該當する人物と考えられる。

劉寵は、前漢の齊王劉肥（高祖劉邦の庶長子）の後裔にあたり（『後漢書』循吏列傳）、肺腑に該當する。孝廉に察舉されて東平陵令に就任した後、豫章太守・會稽太守などを歴任した。その後、徵召を受けて將作大匠に就任し、宗正・大鴻臚を経て、延熹四年九月に司空に昇進した。

楊秉は、四代にわたり三公就任者を輩出した弘農楊氏の出身で、安帝期に太尉に就任した楊震の子にあたる<sup>21</sup>。侍御史・豫州刺史・荊州刺史・徐州刺史・兗州刺史・任城相を歴任した後、桓帝期に大將軍梁冀のもとで太中大夫・左中郎將・侍中・尙書に就任した。桓帝は楊秉を右扶風に轉任させようとしたが、太尉黃瓊の進言に従い、中央政府に留めて光祿大夫に任命した。しかし、楊秉は梁冀の專權に反撥し、病を理由に出仕しなかった。梁氏の誅滅後は太僕・太常・河南尹を歴任した。河南尹在任時に中常侍單超の弟である濟陰太守單匡の不正を取り締まろうと試みたが、かえって處罰された。や

がて桓帝の徵召を受けて太常に再び任用され、延熹五年（二六五）一月に太尉に昇進した。太尉在任時には、宦官の與黨のうち不正を働く者を排斥しよう司空周景とともに進言し、それをうけて桓帝は使匈奴中郎將燕瑗ら五〇名あまりを摘發した（『後漢書』卷五四楊震列傳附楊秉列傳、後述）。

許栩は、「月旦評」で知られる許劭の同族にあたる（『三國志』魏書卷二三和洽傳の裴松之注引『汝南先賢傳』）。延熹六年（一六三）三月に衛尉から司徒に昇進した（『後漢書』桓帝紀・延熹六年條）。許栩は榮譽と利益を追求し、司徒昇進後は一族のうち官職を求める者から賄賂を受け取った（『三國志』魏書和洽傳の裴松之注引『汝南先賢傳』）。

周景は、和帝期に尙書令に就任した周榮の孫にあたり、大將軍梁冀の辟召を受けた故吏である。豫州刺史・河内太守を歴任した後、桓帝の徵召を受けて將作大臣に就任したが、梁氏誅滅後に梁冀の故吏であることを理由に免官され、禁錮刑に處された。しかし、その後まもなくして再び任用され、尙書令・太僕・衛尉を歴任し、延熹六年一二月に司空に昇進した。司空在任時には、太尉楊秉とともに、宦官の與黨のうち不正を働く者を排斥しよう進言した（『後漢書』楊震列傳附楊秉列傳、後述）。司空を免官された後、延熹九年九月に光祿勳から太尉に昇進した（『後漢書』桓帝紀・延熹九年條）。

陳蕃は、孝廉に察舉されて郎中に就任し、まもなく母の喪に服すために辭職した。その後、豫州刺史周景の辟召を受けて別駕從事となったが、周景と對立したため再び職を辭した。後に太尉李固の推薦により徵召を受けて議郎に就任した。桓帝期になると樂安太守に轉任したが、大將軍梁冀の「請託」を拒否したため脩武令に左遷され、その後は尙書・豫章太守を歴任した。さらに桓帝の徵召を受けて尙書令に就任し、大鴻臚に昇進した。白馬令李雲が宦官を重用する桓帝に批判を加えてその逆鱗に觸れると、彼を擁護したことにより免官された。しかし、桓帝の徵召を受けて議郎に就任し、數日後に光祿勳に昇進した。その後も一時免官されたが、桓帝の徵召を再び受けて尙書僕射に就任し、太中大夫を経て、延熹八年（一六五）七月に太尉に昇進した。河南尹李膺らが不正を犯した宦官とその與黨を處罰しようとして無實の罪に陥れられると、彼らを司徒胡廣・司空劉茂とともに擁護したが、桓帝はこれを快く思わず、劉茂らは有司に効奏された。陳蕃は

その後も上疏して李膺らを擁護し續けたが、桓帝は怒り、陳蕃の言を採用しなかった〔後漢書〕卷三九劉般列傳附劉愷列傳、同卷六六陳蕃列傳。<sup>23)</sup>

劉茂は、安帝期に司徒に就任した劉愷の末子にあたる。彼ら父子は前漢の楚王劉囂（宣帝の子）の後裔にあたり〔後漢書〕劉般列傳附劉愷列傳、肺腑に該當する。<sup>24)</sup>劉茂は延熹八年一〇月に太常から司空に昇進した〔後漢書〕桓帝紀・延熹八年條。司空在任時には、宦官によって無實の罪に陥れられた河南尹李膺らを太尉陳蕃・司徒胡廣とともに擁護し、そのために有司に劾奏された〔後漢書〕劉般列傳附劉愷列傳、同陳蕃列傳。

胡廣は、安帝期に孝廉に察舉されて郎中に就任し、尙書侍郎・尙書左丞・尙書僕射を歴任した〔蔡中郎集〕卷四「太傅安樂鄉文恭侯胡廣碑」、同「胡廣碑」。尙書僕射在任時には、皇后を占いの結果に基づいて選ぼうとする順帝に對して、良家の子女から皇后を冊立するよう尙書郭虔らとともに諫めた。それをうけて順帝は、黃門侍郎梁商の娘（後の梁太后）を皇后に冊立した。このことについて西川利文氏は、胡廣が後に梁冀に迎合したことと直接關係するか否かは不明としながらも、彼が梁氏一族と關係を結ぶ契機となった、と解している。<sup>25)</sup>その後、濟陰太守に轉任したが、官吏として不適當な者を察舉した罪に問われて免官された。後に汝南太守・大司農を経て司徒に昇進した。大將軍梁冀が質帝を毒殺すると、太尉李固らとともに清河王劉蒜（清河王劉延平の子）を推したが、蠡吾侯劉志を擁する梁冀の脅しに屈して翻意した（後述）。梁冀が梁太后に働きかけて李固を誅殺すると、胡廣は太尉に轉任し、梁冀とともに「尙書の事を參録」して、官僚機構を統率するとともに國政を總覽した〔後漢書〕卷六質帝紀・本初元年條。<sup>26)</sup>さらに、桓帝を擁立した功績により育陽安樂鄉侯に封ぜられた。司空に轉任した後、老齡を理由に辭職したが、特進を加えられた。<sup>27)</sup>桓帝が梁冀に賜與する殊典の内容を集議させた時には、太常羊溥らとともに、梁冀を周公に準えるよう求めた（後述）。その後、桓帝の徵召を受けて太常に就任し、太尉に再び昇進した。しかし、梁氏が誅滅されると、梁氏の與黨とみなされて免官され、庶人に降格された〔後漢書〕桓帝紀・延熹二年條、同卷六一黃瓊列傳。後に太中大夫に任用され、延熹九年五月に太常から司徒に昇進した。司徒

在任時には、宦官によつて無實の罪に陥れられた河南尹李膺らを太尉陳蕃・司空劉茂とともに擁護したが、有司に劾奏された〔後漢書〕劉般列傳附劉愷列傳、同陳蕃列傳。

宣酈は、延熹九年一二月に光祿勳から司空に昇進した〔後漢書〕桓帝紀・延熹九年條)。しかし、その他の事績は不明である。

以上、敘述がやや煩雜となったが、梁氏誅滅後の三公就任者について逐一確認した。彼らの中には次のような經歷や出自を有する人物が含まれていた。

① 梁冀の故吏（周景）

② 曹騰の推薦や評價を受けた人物（虞放・种嵩）

③ 肺腑（劉矩・劉寵・劉茂）

①は梁冀と親近な關係ある人物であったといえる。②を推薦・評價した曹騰は順帝→桓帝期の宦官である。〔後漢書〕卷六三李固列傳に、質帝の繼嗣の候補として傍系の清河王劉蒜と蠡吾侯劉志の名が擧がった時のこととして

中常侍曹騰等聞きて夜往き、（梁）冀に説いて曰く、「將軍壘世椒房の親を有して、萬機を兼攝し、賓客縱横して、多く過差有り。清河王嚴明なれば、若し果たして立たば、則ち將軍禍を受くること久しからず。蠡吾侯を立つるに如かず。富貴長く保つべきなり」と。冀其の言を然りとす。

とあるように、曹騰らは梁冀に對して劉志を繼嗣と定めるよう説いた。これにより梁冀は、集議の席上で劉志を質帝の繼嗣と強引に定めた。このように曹騰は、梁冀に協力的な立場にある宦官で、かつ桓帝の擁立を推進した人物であった。②はかかる曹騰と親近な關係にある人物たちであったといえる。③は後漢の宗室の一員である。

これらの事柄を念頭に置いた上で、梁氏誅滅後の三公就任者の政治姿勢を梁冀との關係に注目して整理すると、次のように分類することができる。

① 梁冀の専權に批判を加えた人物（黃瓊・虞放・种嵩・劉矩・楊秉・陳蕃）

② 梁冀の政權運営に協力した人物（祝恬・周景・胡廣）

③ 不明（盛允・劉寵・許栩・劉茂・宣鬱）

①には前述の①・②に該当する人物が、同じく②には前述の①に該当する人物が含まれていた。①の黃瓊、②の胡廣は、延熹二年八月以前、大將軍梁冀のもとで三公を歴任した人物である。また、①の黃瓊、②の周景、③の盛允は、梁氏が誅滅された延熹二年八月から桓帝が崩御した永康元年二月までの期間に、三公にそれぞれ二度就任した。これらの事例から、桓帝が三公に就任した経験を有する人物を再三にわたって任用したことが分かる。

先に確認したように、②の祝恬は梁氏誅滅の同月に司徒に昇進した。また、②の周景は梁氏誅滅後に科された禁錮刑をまもなく解除され、②の胡廣も梁氏誅滅後に庶人に降格されたが再び任用された。これらの事例からは、桓帝が梁氏誅滅直後から梁冀に協力的な人物を任用するとともに、梁氏の與黨として一旦は處罰を加えた者たちを短期間で赦免した様子の方がい知ることができる。

他方、梁氏誅滅後の三公就任者の政治姿勢を宦官との關係に注目して確認すると、右の①②③には宦官とその與黨に批判的な人物（①の虞放・楊秉・陳蕃、②の周景・胡廣、③の劉茂）が多く含まれていたことが分かる。彼らのうち①の楊秉と②の周景は、先に述べたように三公在任中に宦官の與黨の不正を批判した。兩者の在任時期を勘案すると、宦官に對する批判は延熹六〇八年に行われたとみられる（表1を参照）。そうであるならば、この頃にはすでに、三公就任者が宦官とその與黨を厳しく批判していたことになる。

以上の分析結果をまとめると次のようになる。桓帝は延熹二年の梁氏誅滅直後は梁冀に協力的な人物を處罰する場合もあったが、彼らを再び任用するようになった。その際、彼らと梁冀の關係は必ずしも考慮されなかった。さらに梁氏誅滅後、三公就任者の多くは宦官とその與黨に批判を加えるようになった、と。

### 第三章 梁氏誅滅後の人事方針とその政治的背景

前掲『後漢書』梁統列傳附梁冀列傳によると、桓帝が梁氏を誅滅してその與黨を處罰した結果、中央政府の人材の多くが失われたという。この記事を勘案すると、梁氏誅滅直後の中央政府には、主として梁氏に批判的な①がわずかに残存していたとみられる。かかる中央政府の人材不足を解消して國政を圓滑に運営できる體制を構築することが、當時の桓帝にとって急務であったと考えられる。

第二章にて確認したように、梁氏誅滅後、桓帝は①に加えて、梁氏の與黨たる②を再び任用した。それらのうち②に該当する祝恬・胡廣は、桓帝を擁立した梁冀の功績を稱えるために、元嘉元年に彼を周公に準えて禮遇するよう求めた人物である。では、なぜ桓帝は、梁氏誅滅後にもかかわらず、祝恬・胡廣を含む②を特に任用したのであるか。

桓帝の先代の質帝は、本初元年に梁冀に毒殺された當時、九歳であったため、皇子がおらず、また兄弟もいなかった。そこで梁冀は、質帝の繼嗣を定めるべく集議を開催した。この時の集議の様子について、『後漢書』李固列傳に次のようにある。

(李) 固・(胡) 廣・(趙) 戒及び大鴻臚杜喬皆な以爲えらく、「清河王(劉) 肅明德著聞にして、又た屬最も尊親なれば、宜しく立てて嗣と爲すべし」と。是れより先、蠡吾侯(劉) 志(梁) 冀の妹を取るに當たり、時に京師に在り。冀之を立てんと欲す。眾論既に異なり、憤憤として意を得ざるに、而るに未だ以て相奪うこと有らず。

太尉李固・司徒胡廣・司空趙戒・大鴻臚杜喬は傍系の清河王劉肅を繼嗣に推したが、それに對して梁冀は傍系の蠡吾侯劉志を擁立しようとした。その日の集議では質帝の繼嗣を定めることはできなかつたが、梁冀は先述したように中常侍曹騰らの言に従い、翌日の集議で李固・杜喬の反對意見を斥けて劉志を繼嗣と定めた。この時、胡廣・趙戒は梁冀の脅しに屈して翻意した。かくして帝位を繼承した桓帝は、自分の擁立に功績のあつた曹騰ら宦官を封侯し、さらに曹騰を大長秋に



昇進させ特進を加えた。

漢王朝では、皇帝の崩御時に皇子・兄弟がともにいない場合、もしくは皇子がおらず兄弟も帝位継承者として不適当な場合には基本的に、今文學説を論據として、皇帝と傍系（皇帝の子の世代）の間または皇帝の父と傍系（皇帝の父の子の世代、つまり皇帝と同世代）の間で父子関係を擬制した上で、傍系に帝位を継承させていた。特に後漢においては、『春秋公羊傳』成公十五年の傳文に

公孫嬰齊は則ち曷爲れぞ之を「仲嬰齊」と謂う。兄の後と爲ればなり。兄の後と爲らば、則ち曷爲れぞ之を「仲嬰齊」と謂う。人の後と爲る者は之が子と爲るなり。人の後と爲る者其の子と爲らば、則ち其れを「仲」と稱するは何ぞや。孫は王父の字を以て氏と爲すなり。然らば則ち嬰齊は孰れの後か。歸父なり。

とある條文の「人の後と爲る者は之が子と爲るなり」が傍系に帝位を継承させるための論據として主に用いられた。<sup>(28)</sup>

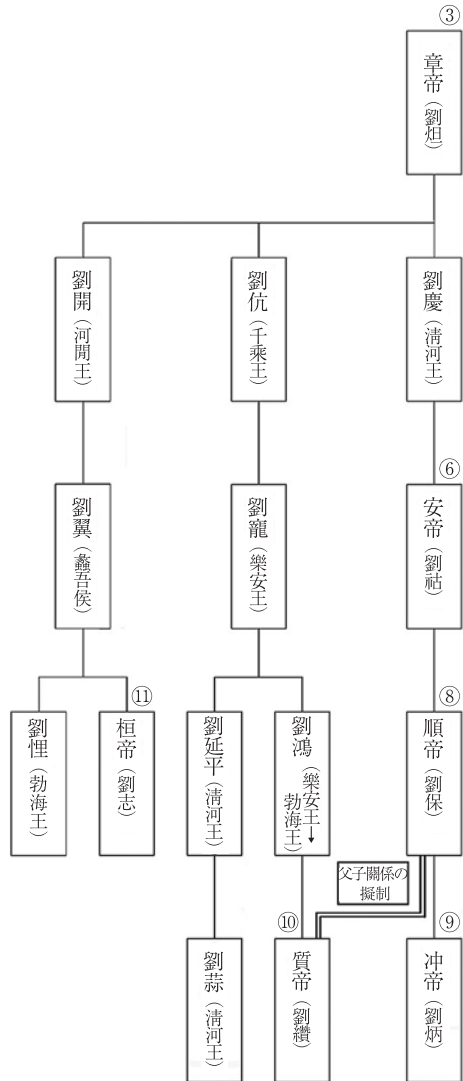
梁太后もまた、冲帝（順帝の皇太子）の崩御後に傍系の質帝劉續に帝位を継承させるにあたり、前掲『春秋公羊傳』成公十五年の傳文を用いた。すなわち、『後漢紀』卷二〇質帝紀・永憙元年條所載の梁太后の詔に

先帝早に天下を棄て、胤嗣幼冲なれば、何ぞ倉卒にして仍ち不造に遭うことを悟らん。惟うに太后之を定む。人神の誠を考うるに、唯だ建平侯（劉）續のみ幼くして岐嶷にして、師傅煩わず、年已に八歳にして、克昌の化、體貌に形わる。春秋の義に、「人の後と爲る者は之が子と爲る」と。其れ續を以て孝順皇帝の嗣と爲さん。

とあるように、梁太后は前掲『春秋公羊傳』成公十五年の傳文の「人の後と爲る者は之が子と爲るなり」を論據として順帝（冲帝の父）と劉續（順帝の子の世代、つまり冲帝と同世代）の間で父子関係を擬制し、それによって劉續を「孝順皇帝の嗣」（順帝の繼嗣）と定めた（<sup>(29)</sup>圖1を参照）。

他方、『後漢紀』質帝紀・本初元年條所載の梁太后の詔には次のようにある。

孝質皇帝胤嗣遂げず、奄忽に夭昏す。社稷の重きもて、宗室の賢を考うるに、蠡吾侯（劉）志に若くは莫く、年已に



圖一 質帝の繼嗣問題  
③～⑩は帝位繼承順を表す

十五にして、嘉姿卓茂なり。又た近くは孝順皇帝の嗣と爲さん。

質帝崩御後、梁太后は傍系の劉志に帝位を繼承させるにあたり、彼を「孝順皇帝の嗣」（順帝の繼嗣）と定めた。しかし、史書中には、右の詔を含めて、梁太后が劉志を「孝順皇帝の嗣」と定めた際の論據は明記されていない。なんとすれば、順帝（質帝の擬制上の「父」と劉志は同世代にあたるため、兩者の間で父子關係を擬制することは不可能であった（圖一を参照）。これに對して劉蒜は、冲帝・質帝と同世代で、かつ順帝の子の世代にあたる。そのため、前掲『春秋公羊傳』成公十五年の傳文の「人の後と爲る者は之が子と爲るなり」を論據として順帝と劉蒜の間で父子關係を擬制し、それによつて劉蒜を「孝順皇帝の嗣」と定めることは可能であった。梁太后は、本来であれば傍系から帝位を繼承する資格の無い劉志を「孝順皇帝の嗣」と定めたのである。その點において、桓帝劉志の正統性は著しく缺如していた。<sup>30)</sup>



表2 後漢における反亂首謀者の帝號自稱

	時期	首謀者	本貫	自稱	備考
安帝期	永初二年 (108)	滇零		天子	先零羌の酋豪。
質帝期	永憙元年 (145)	馬勉	九江郡	黃帝	九江郡の賊。
		華孟	九江郡歷陽侯國	黑帝	九江郡歷陽侯國の賊。
桓帝期	建和元年 (147)	李堅	陳留郡	皇帝	陳留郡の盜賊。
	和平元年 (150)	裴優	右扶風	皇帝	右扶風の妖賊。
	永興二年 (154)	李伯	蜀郡	太初皇帝	後漢の宗室を詐稱。
	延熹八年 (165)	蓋登	勃海國	太上皇帝	勃海國の妖賊。「皇帝信璽」・「皇帝行璽」などを偽造。相の官署を設置。
	延熹九年 (166)	戴異	沛國	太上皇	
靈帝期	中平四年 (187)	張舉	漁陽郡	天子	張舉とともに反亂を起こした張純は「彌天將軍・安定王」を自稱。
	中平五年 (188)	馬相	益州	天子	益州の黃巾。

このような桓帝の帝位繼承について、桓帝期の同時代人たちはどのように認識していたのだろうか。『後漢書』卷五五皇帝八王列傳に

建和元年、甘陵の人劉文南郡の妖賊劉鮪と交通し、清河王當に天下を統ぶべしと訛言して、共に（劉）蒜を立てんと欲す。事發覺す。文等遂に清河相謝嵩を劫かし、將いて王宮の司馬門に至りて曰く、「當に王を立て天子と爲し、嵩をば公と爲すべし」と。嵩聽さず、之を罵る。文因りて嵩を刺殺す。是に於いて文・鮪を捕えて之を誅す。有司因りて蒜を劾奏し、坐して爵を貶されて尉氏侯と爲り、桂陽に徙さるるも、自殺す。立つこと三年にして、國絶ゆ。

とあり、桓帝が帝位を繼承した翌年の建和元年、劉文と劉鮪は桓帝を廢位して清河王劉蒜を擁立しようと企てた。この計劃は事前に發覺して失敗に終わったが、劉文の本貫が冀州清河國甘陵縣、劉鮪のそれが荊州南郡であることから、桓帝の帝位繼承後、その統治を否定する動きが全國的に広がっていた様子をうかがい知ることができる。

かかる劉蒜擁立計劃と並行して、地方では反亂の首謀者が「皇帝」・「天子」などの帝號を自稱する事態が相次いだ。表2は、後漢（群雄が割據した兩漢交替期と漢魏交替期を除く）において反亂の首謀者が帝號を自稱した事例を一覧にしたものである。この表を一見して明らかであ

るように、首謀者による帝號の自稱は桓帝期が最も多く、その時期も帝位繼承の翌年の建和元年から、その崩御の前年にあたる延熹九年（一六六）まで及んだ。<sup>31</sup>

桓帝期における反亂の首謀者のうち李堅と裴優は、いずれも「皇帝」を自稱していた。このことは、桓帝による統治、ひいては劉氏一族による支配を否定するものといえる。また、李伯は萬物の根源たる「太初」を冠する「太初皇帝」を自稱するとともに、後漢の宗室を詐稱した。かかる李伯の行爲は、劉氏一族による支配を直接否定するものではないが、當代の皇帝たる桓帝が天下を統治することを否定的に捉えるものとみなし得る。このように桓帝の帝位繼承後、地方では反亂の首謀者の多くが帝號を自稱し、桓帝による統治、ひいては劉氏一族による支配を否定した。<sup>32</sup>

他方、梁氏誅滅以前には、中央においても、劉氏一族による支配に動搖が生じていた。『後漢書』梁統列傳附梁冀列傳に

元嘉元年、（桓）帝（梁）冀に援立の功有るを以て、殊典を崇くせんと欲す。乃ち大いに公卿を會して、共に其の禮を議す。是に於いて有司奏すらく、「冀の入朝不趨・劔履上殿・謁讚不名の禮儀、蕭何に比し、悉く定陶・成陽の餘戸を以て増封して四縣と爲すこと、鄧禹に比し、金錢・奴婢・綵帛・車馬・衣服・甲第を賞賜すること、霍光に比し、以て元勳を殊にせん。朝會ある毎に三公と絶席し、十日に一たび入りて、尙書の事を平す。天下に宣布して、萬世の法と爲さん」と。

とあるように、元嘉元年、桓帝は梁冀の「援立の功」（傍系を擁立した功績）を稱えて、彼に殊典を賜與しようとし、その内容を公卿に集議させた。<sup>33</sup> その結果、「入朝不趨」（入朝時に小走りする臣禮の免除）・「劔履上殿」（劔と履物を身につけずに昇殿する臣禮の免除）・「謁讚不名」（皇帝に拜謁する際に諱を呼ばれる臣禮の免除）や「平尙書事」などの殊典を梁冀に賜與した。<sup>34</sup>

この時の集議の様子について、『後漢書』黃瓊列傳には次のように記されている。

特進胡廣・太常羊溥・司隸校尉祝恬・太中大夫邊韶等咸な（梁）冀の勳徳を稱え、「其の制度・賚賞、以て宜しく周

公に比し、之に山川・土田・附庸を錫うべし」と。(黄) 瓊獨り建議して曰く、「冀前に親迎の勞を以て、邑を増すこと三千、又た其の子(梁) 胤も亦た封賞を加えらる。昔周公は成王を輔相し、禮を制して樂を作り、化は太平を致す。是を以て大いに土宇を啓き、地を開くこと七百。今諸侯は戸邑を以て制と爲し、里數を以て限りと爲さず。蕭何高祖を泗水に讖り、霍光傾危を定め以て國を興し、皆な戸を益して封を増し、以て其の功を顯わす。冀わくば鄧禹に比して、合わせて四縣を食ましめ、賞賜の差、霍光と同じくすべし。天下をして賞は必ず功に當たり、爵は德に越えざることを知らしめん」と。朝廷之に従う。冀意は以て恨みを爲す。

特進胡廣・太常羊溥・司隸校尉祝恬・太中大夫邊韶らは、梁冀を西周の成王を輔佐した周公に準えて禮遇するよう求めた。これに對して、司空黃瓊はただ一人反對し、前漢の蕭何・霍光と後漢の鄧禹に準えるべきであると主張した。そこで桓帝は黃瓊の意見に従つて梁冀に殊典を賜與したが、梁冀はこのことを恨んだ。

ここで特に注目すべきは、臣下たちの多くが梁冀を周公に準えることを要求した點である。前漢末期、外戚の王莽は「周公の故事」を論據として自らを周公に準え、それによつて前漢の篡奪を正當化した。ゆえに後漢では、臣下を周公に準える行爲を危険視していた。<sup>(35)</sup> かかる周公に梁冀を準えることは、梁氏一族による帝位の篡奪を容認する危険な行爲であった。その實現を黃瓊が阻んだことを梁冀が恨みに思つた事實を勘案すると、胡廣らの言動は帝位篡奪を企圖する梁冀の意向を汲んだものとみなし得る。この事例からは、桓帝の帝位繼承後、桓帝による統治、ひいては劉氏一族による支配を否定する動きが、地方のみならず中央においても生じていたことが分かる。

これら梁氏誅滅以前における中央・地方の動きは、その内容を勘案すると、桓帝の正統性の缺如に起因するものとみなし得る。こうした點について、桓帝自身はどのように認識していたのであろうか。役重文範氏は、後漢において瑞祥の出現を地方政府などが中央政府に報告した事例は光武帝期・明帝期・章帝期・安帝期と並び桓帝期に特に多く確認できるとし、桓帝期の具體的な事例として二四例を擧げている。<sup>(36)</sup> それらの瑞祥の具體的な報告時期を役重氏の論考を参照して確認

すると、桓帝が帝位を繼承した直後の建和年間（二四七～一四九。七例）、臣下たちが梁冀を周公に準えることを求めた元嘉年間（一五一～一五三。三例）とそれに続く永興年間（一五三～一五四。三例）、勃海王劉惔（桓帝の弟）を謀反の罪で慶陶王に降格した延熹八年（二例）、第一次黨錮事件の翌年の永康元年（三例）、に集中していることが分かる。役重氏は、漢代の皇帝は瑞祥の出現を特定の時期に集中的に報告させることによって、自らの治世の安定を示すとともに、自分の政治基盤の強化を圖つたとする<sup>37</sup>。この見解を踏まえると、桓帝が帝位繼承の直後に加えて、自分の支配を動搖させ得る事件（具體的には、梁冀を周公に準えることを求めた事件）の直後に瑞祥を多く報告させた背景には、自らの正統性の缺如を瑞祥の出現を通じて補おうとする意圖があつたとみなし得る。そうであるならば、梁氏誅滅以前、桓帝は自らの正統性に不安を抱いていたことになる。

桓帝を含む同時代人たちが桓帝の正統性の缺如を認識するなかで、桓帝が自分の帝位繼承と梁氏の誅滅に不満を抱く者たちを抑えて安定的に統治するためには、自分を支持してその統治を支える勢力を新たに形成する必要があつた。とりわけ政策案の作成・審議を中心的に擔當する三公には、梁冀と直接の關係を有さず、かつ自分と親近な關係にある人物を任用することが求められたであろう。そこで桓帝は、梁氏誅滅後に、先述の①を任用したとみられる。ところが、先に述べた通り、梁氏を誅滅してその與黨を處罰したことにより、中央政府は深刻な人材不足に陥っており、その問題の解決が急務であつた。それゆえ桓帝は、①に加えて、かつて梁冀と親近な關係にあつた②を、梁氏誅滅後にもかかわらず任用せざるを得なかつたのである。

#### 第四章 宦官の人事關與とその政治的背景

前章までに檢證したように、梁氏誅滅後、桓帝が先述の①・②をとともに任用した背景の一端には、桓帝の正統性の缺如という政治的な問題があつた。梁氏の誅滅に協力した單超ら宦官が、徵召・辟召をはじめとする人事への關與を次第に強

めたのは、この時期である。

先に述べたように、徵召を受けて九卿以下の諸官に就任した人物は、官途を順調に歩みさえすれば高い確率で三公に昇進することができた。實際、桓帝が梁氏誅滅後に三公に任用した人物のうち种暉・周景・陳蕃は、いずれも桓帝の徵召を受け、その後に三公に昇進した。特に陳蕃は、免官されるたびに桓帝の徵召を受けた。これらの事例からは、徵召によって三公の就任者やその候補者を確保する手法を重んじる桓帝の姿勢をうかがい知ることができるといえる。

かかる徵召に宦官が人材の推薦を通じて關與したり、「請託」を通じて辟召に關與することを桓帝が容認した背景には、どのような政治的な問題があつたのだろうか。また、桓帝が正統性を缺いていたという點は、この問題に何らかの影響を及ぼしたのであるうか。

『後漢書』卷五七李雲列傳に、白馬令李雲が桓帝に上書した時のこととして、次のようである。

桓帝の延熹二年、大將軍梁冀を誅す。而して中常侍單超等五人皆な冀を誅するの功を以て並びに列侯に封ぜられ、權を選舉に専らにす。又た掖庭の民の女亳氏を立て皇后と爲し、數月の間、后家の封ぜらるる者四人、賞賜巨萬なり。是の時地數々震裂し、眾災頻りに降る。(李)雲素より剛にして、國の將に危うからんとするを憂い、心忍ぶ能わず、乃ち露布して上書し、副を三府に移して曰く、「……孔子曰く、「帝なる者は、諦なり」と。今官位錯亂して、小人詔進し、財貨公行して、政化日々に損なわれ、尺一の拜用、御省を経ず。是れ帝諦らかにせざることを欲するか」と。

(桓)帝奏を得て震怒し、有司に下して雲を逮えしむ。

李雲は官吏として不適當な者が現在任用されているとし、その要因を單超ら宦官が選舉を壟斷していることなどに求めた。その上で、このような事態を容認する桓帝の姿勢を厳しく批判した。桓帝は李雲の上書に激怒し、李雲および彼を擁護した弘農五官掾杜衆らを處罰した。

一見すると、桓帝は宦官の人事への關與を無批判に容認していたかの如くである。しかし、『後漢書』楊震列傳附楊秉

列傳に、楊秉の太尉在任時のこととして、次のようにある。

是の時、宦官方に熾んなり。任人及び子弟官と爲りて、天下に布滿し、競いて貪淫を爲して、朝野嗟き怨む。(楊秉司空周景と與に上言すらく、「内外の吏職、多く其の人に非ず。自頃徴する所、皆な特拜して試せず、盜竊縱恣して、怨訟紛錯することを致す。舊典に、「中臣の子弟は位に居りて執を秉るを得ず」と。而るに今枝葉・賓客職署に布列し、或いは年少・庸人守宰に典據し、上下忿り患い、四方愁い毒む。舊章を遵用して、貪殘を退け、灾謗を塞ぐべし。請うらくは司隸校尉・中二千石・二千石・城門五營校尉・北軍中候に下し、各々部する所を實覈せしめ、應に當に斥け罷めしむべきは、自ら狀を以て言わしめんことを。三府廉察して遺漏有らば、續いて上らしめん」と。(桓帝之に從う。是に於いて秉牧守以下を條奏し、匈奴中郎將燕瑗・青州刺史羊亮・遼東太守孫誼等五十餘人、或いは死され或いは免ぜらる。天下肅然とせざる莫し。

楊秉と司空周景は桓帝に上言し、宦官の與黨が官吏として不適當にもかかわらず任用されていることを問題點として擧げた上で、司隸校尉らに命じて彼らを摘發するよう請願した。それをうけて桓帝は、使匈奴中郎將燕瑗ら五〇名あまりを免官したり死罪に處した。この事例からは、宦官の人事への關與を容認しながらも、官吏として不適當な者の任用を認めない桓帝の姿勢を見て取ることができる。

そのことは、前掲『後漢書』李雲列傳の後文からもうかがい知ることができる。

時に(桓)帝濯龍池に在り。管霸(李)雲等の事を奏す。霸詭り言いて曰く、「李雲は野澤の愚儒、杜眾は郡中の小吏なり。狂慥を出づれば、罪を加うるに足らず」と。帝霸に謂いて曰く、「帝諦らかにせざることを欲す」とは、是れ何等の語ぞ。而るに常侍之を原さんと欲するか」と。顧みて小黃門をして其の奏を可とせしむ。雲・眾皆な獄中に死す。

前掲李雲列傳において李雲は、宦官による選舉の壟斷と官吏として不適當な者の任用を容認する桓帝の姿勢に批判を加え

た。これに對して桓帝は、李雲の批判を不當なものとし、彼を擁護する中常侍管霸に反論した。ここでの桓帝の言は、宦官による人事への關與を容認する一方で、選舉の壟斷によつて不適當な者が任用される狀況を許容しない立場を示したものとみられる。そうであるならば、桓帝が宦官による人事への關與を容認することによつて期待した事柄は、官吏としての才能に優れた人材の確保、ということになる。

先述したように、梁氏誅滅後、桓帝は①を任用したが、この當時、中央政府は深刻な人材不足に陥っていた。こうしたなかで任用した②は、かつて梁冀と親近な關係にあつた人物たちで、そこには帝位篡奪を企圖する梁冀の意向を汲み、彼を周公に準えることを求めた者も含まれていた。正統性を缺く桓帝が中央政府の人材不足を解消し、かつ自らの統治の更なる安定を圖るためには、①・②を引き續き任用するのみならず、自分と強い紐帶を有する優れた人材を新たに確保する必要があつた。その際には、自分を支持する人物を通じて人材を確保する方法が有効であつたであろう。そこで桓帝は、梁氏誅滅に協力した單超ら宦官が人事に關與することを容認し、彼らの推薦に基づき徵召を行ったのである。<sup>38</sup> そうであれば、宦官が辟召に「請託」を通じて關與することを桓帝が容認した目的も、徵召の場合と同じく、優れた人材の確保にあつた、とみなすことができる。かくして桓帝は、宦官を徵召・辟召に關與させることによつて確保した人材を任用することにより、自分の帝位繼承を支持してその統治を支える勢力を新たに形成しようとした。

宦官の本官たる中常侍は「顧問應對」を職掌とし、禁中（皇帝の生活空間。後漢では洛陽城の北宮・南宮の内部に所在）において、皇帝に口頭で進言することを許されていた。<sup>39</sup> 宦官はこの官に就任することにより、禁中の内部において皇帝の意思決定に影響を及ぼすことができた。徵召すべき人材の推薦は、中常侍が擔う口頭での進言の一環として行われたものと考えられる。

その一方で、後漢では、禁中の外部を中心に、諸官が政策形成と文書傳達（上奏文ならびに詔の傳達）を分掌して皇帝による統治を輔翼する政治制度を和帝期頃までに形成した。<sup>40</sup> 先に述べたように、後漢において、政策形成の中核を成す集議



には太傅・三公・將軍・九卿が主に参加していた。集議のうち「大議」は朝堂（後漢洛陽城の南宮の南宮前殿に隣接）ならびに百官朝會殿（南宮の東門の外にある三公の官衙のうち司徒府に附設）にて、「公卿議」は朝堂にて、「三府議」は百官朝會殿にて開催された<sup>(1)</sup>。この点において、右の政治制度は禁中の外部に國政運営の重心を置くものであったといえる。

かかる政治制度は、和帝期以降に大きく改編された形跡は見えず、桓帝期においても基本的に繼承されたとみられる。こうした制度のもとで桓帝は、宦官による人事への關與を容認し、彼らの推薦や「請託」をうけた者たちを將來的には三公や九卿に任用しようとした。これにより桓帝は、禁中の外部で集議に参加する諸官（三公・九卿）を段階的に掌握しようとしたと考えられる。かくして桓帝は、中常侍を本官とする宦官に禁中の内部で諮問を擔わせると同時に、彼らの推薦などをうけて三公・九卿に任用した者たちに禁中の外部で集議を委ね、それによって政策形成の過程、とりわけ政策案の作成・審議を自ら掌握しようとしたのである。

以上のように、桓帝は梁氏を誅滅した後、正統性の缺如に苦慮しながらも、統治の安定を實現するための方策の一つとして、宦官による人事への關與を基本的に容認した。ところが、この方策は宦官が官吏登用制度を恣意的に運用する事態を招き、それに對して官僚・黨人が反撥を強めた。そうした官僚たちのなかには、先述した通り三公就任者（虞放・楊秉・陳蕃・周景・胡廣・劉茂）も含まれていた。これに對して桓帝は、前掲『後漢書』楊震列傳附楊秉列傳に見えるように、宦官とその與黨の不正などが明らかなる場合には、官僚たちの言を採用して宦官の與黨を處罰した<sup>(2)</sup>。しかし、官僚・黨人は宦官の人事への關與を容認する桓帝の姿勢にも批判を加えた。こうした官僚・黨人と桓帝・宦官の激しい對立が、やがて第一次黨錮事件へと發展していく。黨錮事件は直接的には宦官の專權により引き起こされたものではあるが、その遠因は桓帝の正統性の缺如という政治的な問題に求めることができるのであった。



本稿では、黨錮事件の背景とその歴史的な意義を解明する手がかりを探るために、宦官による人事への關與を招來した政治的な背景を、第一次黨錮事件が発生した桓帝親政期を中心に検討した。その検討を通じて、後漢における皇帝支配の特色の一端を検證した。

本稿の檢證結果からは、正統性の缺如という重大な問題に苦慮しながらも、宦官による人事への關與を容認することによって、梁氏誅滅に起因する人材不足を解消しようとする桓帝の姿を見て取ることができる。このことを検討の基礎に据えることによって、桓帝と宦官が第一次黨錮事件を引き起こした政治的な背景を、正統性を缺く桓帝とそれを人事の面で支える宦官の側から再檢證することが可能になるかもしれない。

また、以上の事柄は、後漢の皇帝支配の特色を考察するにあたり重要な手がかりを與えてくれる。かつて筆者は、後漢の皇帝支配が外戚の專權により弱體化した背景として、皇太后による臨朝に加えて、「皇帝の正統性の動搖」という政治的な問題を想定した。例えば、安帝（清河王劉慶の子）は、第五代の殤帝（和帝の子。在位一〇五―一〇六）の繼嗣問題が発生した際に、殤帝から帝位を不當に繼承した点において、その正統性を缺いていた。そこで安帝は、親政するにあたり、血族（肺腑）・姻族（尙主婚家・外戚）のうち自分の支持者を任用し、それを通じて政策形成の過程を自ら掌握しようとした。しかし、その結果として、血族・姻族が政策形成の過程を恣意的に運用する事態を招いた。<sup>43</sup> 順帝もまた、安帝の繼嗣問題に起因する政變を経て帝位を繼承した点において、正統性に不安を抱えていた。そこで順帝は、親政するにあたり、血族・姻族を政策形成に参加させることによって統治の安定を實現しようとした。このことが順帝―桓帝期に姻族たる外戚の梁氏が國政を恣意的に運用する事態を招く直接的な要因となった。<sup>44</sup> 以上の事柄を念頭に置いた上で本稿の檢證結果に基づくと、後漢の皇帝支配が宦官の專權により弱體化した背景にも、繼嗣問題（桓帝の場合は質帝の繼嗣問題）の發生に起

因する「皇帝の正統性の動搖」という政治的な問題が存在していた、とみなすことができる。

皇帝の正統性とは、その統治の裏づけとなる權威に相當する。本稿で檢證した桓帝の親政の構造からは、宦官を人事に關與させることにより權力の安定的な掌握を圖り、それによつて權威の動搖を補完しようとする桓帝の姿が浮かび上がってくる。このことは、血族・姻族の任用を通じて權力を掌握することにより權威の動搖を補完しようとした安帝・順帝の親政の構造と同様のものといえる。

ただし、こうした對應策は、血族・姻族や宦官の專權を招き、皇帝の權力をかえつて弱める結果をもたらした。そうであれば、後漢の皇帝支配の弱體化は、皇帝の權威の動搖がその權力の掌握の形を歪めさせた結果生じたもの、とみなすことができる。このことは、當時の皇帝支配の特色を支配の衰退の面から檢證するための重要な手がかりとなるであろう。それらの問題の檢討は今後の課題としたいと思う。

## 註

- (1) 岡崎文夫『魏晉南北朝通史』（弘文堂書房、一九三二年）一～八頁、衛廣來『漢魏晉皇權嬪代』（書海出版社、二〇〇二年）六〇～六九頁など。
- (2) 川勝義雄 A「シナ中世貴族政治の成立について」（『史林』三三一―四、一九五〇年。後に同氏『六朝貴族制社會の研究』、岩波書店、一九八二年に收録）・B「漢末のレジスタンス運動」（『東洋史研究』二五―四、一九六七年。後に同氏『六朝貴族制社會の研究』に收録）・C「貴族制社會の成立」（『岩波講座 世界歴史』五 古代五、岩波書店、一九七〇年。後に同氏『六朝貴族制社會の研究』に收録）。
- (3) 楊聯陞氏の見解は、楊聯陞「東漢的豪族」（『清華學報』一一―四、一九三六年）を、それに對する宇都宮清吉氏の批判は、宇都宮清吉「陳嘯江『魏晉時代之『族』』及び楊聯陞『東漢的豪族』に對する書評」（『東方學報（京都）』九、一九三八年。後に同氏『中國古代中世史研究』、創文社、一九七七年に改題の上、收録）を參照。
- (4) 渡邊義浩『後漢國家の支配と儒教』（雄山閣、一九九五年）三六七～四一八頁。
- (5) 黨錮事件に關する近年の研究として、註(3) 渡邊義浩前掲書の他に、東晉次『後漢時代の政治と社會』（名古屋

- 大學出版會、一九九五年) 二九二～三二六頁、安部聰一郎「黨錮の「名士」再考——貴族制成立過程の再検討のために——」(『史學雜誌』一一一—二〇、二〇〇二年)、朱子彥「論東漢黨錮の緣起與黨人失敗原因」(『史學集刊』二〇—二二、二〇〇二年)、上谷浩一「後漢時代中後期の自然災害と黨錮事件」(『大阪體育大學紀要』四五、二〇〇四年) などがある。
- (5) 矢野主税「後漢宦官の性格について」(同氏「門閥社會成立史」、國書刊行會、一九七六年所收)。
- (6) 註(3) 渡邊義浩前掲書、三二七～三六五頁。
- (7) 好竝隆司A「皇太后稱制の統治機構」(『廣島東洋史學報』一二、二〇〇七年。後に同氏「後漢魏晉史論攷——好竝隆司遺稿集——」溪水社、二〇一四年に収録・B「後漢期、皇太后・宦官の支配様式」(『別府大學大學院紀要』一〇、二〇〇八年。後に同氏「後漢魏晉史論攷——好竝隆司遺稿集——」に収録)。
- (8) 平松明日香「後漢安帝期における宮廷勢力の變容」(『東洋學報』九八—三、二〇一六年)。
- (9) 梁氏政權に關する研究として、齊藤英敏「黨錮前史——梁氏專權とその時代——」(『中央大學アジア史研究』一九、一九九五年)、拙著「後漢政治制度の研究」(早稻田大學出版部、二〇一四年) 九一～一三三頁・三二一～三三四頁などがある。
- (10) 殊典については、註(9) 前掲拙著、一二二～一二六頁を参照。
- (11) 范曄「後漢書」の現存する版本には、司馬彪「續漢書」の志が合刻されている。ただし、志が収録されている位置は版本ごとに異なっている。たとえば、紹興本では志が本紀・列傳の後に収録されているが、汲古閣本と武英殿本では本紀と列傳の間に収録されている。そのため、一般に「後漢書」の引用にあたっては、本紀・列傳・志の卷數を表記せず、「後漢書」本紀一・「後漢書」列傳二・「後漢書」志三」などのように、本紀・列傳・志のそれぞれの通し番號を用いる傾向が強い。しかし、本来「續漢書」と「後漢書」は別個の史書であり、また、「後漢書」以外の正史の引用にあたっては全卷の通算卷數を用いることが通例である。そこで、本稿において「後漢書」を引用する場合には、その他の正史における卷數の表記方法に準據して、「續漢書」の志を除いた通算卷數のみを記す。なお、「續漢書」を引用する場合には卷數と通し番號を省くこととする。
- (12) 註(5) 矢野前掲論文。
- (13) 註(9) 前掲拙著、六八～七二頁を参照。
- (14) 註(9) 前掲拙著、一五六～一五八頁を参照。
- (15) 後漢の集議については、渡邊信一郎「天空の玉座——中國古代帝國の朝政と儀禮——」(柏書房、一九九六年) 三〇～三四頁を参照。
- (16) かつて筆者は、註(9) 前掲拙著、二二三～二四八頁において、「1」官吏が政策案を作成、「2」官吏が政策案の實施の可否を審議、「3」皇帝が政策案を決裁、「4」官吏が政策を實施、「5」實施した政策に問題點や改善點が生

じた場合に再び「1」→「4」の手順で新たな政策を形成、という一聯の過程を「政策形成」と定義した。本稿においても右の過程を指すものとして「政策形成」を用いる。

- (17) 桓焉の出自とその事績については、拙稿A「後漢安帝の親政とその統治の構造」(早稻田大学長江流域文化研究所編『中國古代史論集——政治・民族・術數——』、雄山閣、二〇一六年所收)を参照。

- (18) 本稿では『蔡中郎集』の底本として海源閣校刊本(『四部備要』所收)を用いた。

- (19) 「八使巡行」については、趙凱「東漢順帝八使」巡行事件始末」(『南都學壇』二〇一三—五、二〇一三年)を参照。

- (20) 劉光の事績については、拙稿B「後漢順帝の親政とその統治の展開」(『史滴』三八、二〇一六年)を参照。

- (21) 肺腑の内容および宗正と肺腑の関係については、註

- (17) 前掲拙稿Aを参照。

- (22) 弘農楊氏について、『後漢書』卷五四楊震列傳は「四世太尉」と稱し、趙翼『廿二史劄記』卷五・四世三公條は「自(楊)震至(楊)彪、凡四世皆爲三公」と稱している。

- (23) 『後漢書』劉般列傳附劉愷列傳の「(劉)茂與太尉陳蕃・司徒劉矩共上書訟之」および同陳蕃列傳の「(陳)蕃與司徒劉矩・司空劉茂共諫」について、錢大昕『三史拾遺』は、『後漢書』順帝紀を論據として、「劉矩」を「胡廣」の誤りとする。それに對して惠棟『後漢書補注』卷一五は、『後漢書』劉愷列傳が司徒の就任者の名を「劉矩」につくるこ

とを論據として、錢大昕の説を誤りとしている。ここでは錢大昕の説に従う。

- (24) 劉愷の出自とその事績については、註(17) 前掲拙稿Aを参照。

- (25) 西川利文「胡廣傳覺書——黨錮事件理解の前提として——」(『文學部論集(佛教大學)』八二、一九九八年)。

- (26) 「錄尚書事」(『參錄尚書事』)の内容をめぐっては諸説あるが、註(9) 前掲拙著、九六—一〇八頁では、「錄尚書事」を「尚書の事を録ぶ」と訓讀し、これを「官僚機構の統率と國政の總覽を許可されたことを示す慣用的な表現」と解した。

- (27) 藤井律之『魏晉南朝の遷官制度』(京都大學學術出版會、二〇一三年)二二—二二頁・二八—三三頁によると、後漢の特進は九卿以下の列侯に附加された加官で、それを附加された者は「公」の朝位(朝會における席次)を與えられた。

- (28) 拙稿C「後漢安帝の親政と外戚輔政」(『東洋學報』九三—一四、二〇一二年)を参照。

- (29) 註(28) 前掲拙稿Cを参照。前掲『後漢紀』質帝紀・永熹元年條は劉續の名を「續」につくるが、「續」字は「續」字の誤りである(周天游校注『後漢紀校注』、天津古籍出版社、一九八七年、五四六—五四七頁。李興和點校『袁宏後漢紀集校』、雲南大學出版社、二〇〇八年、二四七頁)。

なお、本稿では『後漢紀』の底本として無錫孫氏小濠天藏明嘉靖本(いわゆる黃姬水本、『四部叢刊』所收)を用い

た。

(30) 拙稿D「范曄『後漢書』の人物評價と後漢中後期の政治過程」(『古代文化』六九―一、二〇一七年)を参照。

(31) 後漢中期以降の反亂について、詳しくは多田狷介「黃巾の亂前史」(『東洋史研究』二六―四、一九六八年。後に同氏『漢魏晉史の研究』、汲古書院、一九九九年に収録)を参照。ちなみに、質帝が帝位を繼承した元熹元年には、九江郡の賊の馬勉が「黃帝」を、同郡歷陽侯國の賊の華孟が「黑帝」を自稱した(表2を参照)。また、桓帝が帝位を繼承した直後の建和二年にも、陳國長平縣の陳景が「黃帝の子」を自稱して官を設置した(『後漢書』桓帝紀・建和二年條)。五德終始説において、「黃」は土德に配當する色であり、また「黑」は水德に配當する色である。五行相生説では火德(赤)の王朝から土德(黃)の王朝に、五行相克説では火德(赤)の王朝から土德(黑)の王朝に天命が受け繼がれる。もし、「黃帝」・「黑帝」が五德終始説と關係を有するものであるならば、馬勉は土德を表す「黃帝」を、華孟は水德を表す「黑帝」を、陳景は土德を表す「黃帝」の子をそれぞれ自稱することによって、火德の漢王朝に代わる、うとする意思を示したことになる。

(32) 延熹二年に梁氏が誅滅された後、蓋登は「太上皇帝」を自稱するとともに、「皇帝信璽」・「皇帝行璽」などを偽造し、さらに相の官署を獨自に設置した。また、戴異は「太上皇」を自稱した(表2を参照)。周知の通り、「太上皇帝」・「太上皇」は皇帝の實父に對する尊稱である。しかし、

「太上皇帝」を自稱する蓋登が皇帝の璽を偽造し、かつ本來は皇帝の專權事項たる官署の設置を行つてゐることから「太上皇帝」・「太上皇」を自稱する行爲は、桓帝による統治を否定的に捉えるものであつたと考えられる。

(33) 「援立」の語は、『後漢書』において傍系の安帝・桓帝・靈帝を外戚の鄧氏・梁氏・竇氏が擁立したことを示す場合に用いられてゐることから、傍系を擁立する意に解される。

(34) 「謁讀不名」については、岡安男「中國古代における「客禮」の禮遇形式——匈奴呼韓邪單于への禮遇を手掛りとして——」(『東方學』七四、一九八七年)、石井仁「虎賁班劍考——漢六朝の恩賜・殊禮と故事——」(『東洋史研究』五九―四、二〇〇一年)を参照。なお、「謁讀不名」の「不名」については、皇帝に拜謁する際に名乗らないことと解する説もある(尾形勇「漢唐間の「殊禮」について」、『山梨大學教育學部研究報告』二四、一九七四年。同氏「中國古代の「家」と國家——皇帝支配下の秩序構造——」第二章「自稱形式より見たる君臣關係」、岩波書店、一九七九年は、この論文を基礎とするものである)。「平尚書事」の内容をめぐつては諸説あるが、註(9)前掲拙著、一〇八―一二頁では、「平尚書事」を「尚書の事を平す」と訓讀し、これを「尚書臺が上奏文を皇帝に傳達する前にそれを披閱する行爲を許可されたことを示す慣用的な表現」と解した。

(35) 渡邊義浩『後漢における「儒教國家」の成立』(汲古書院、二〇〇九年)九八―一〇六頁。

- (36) 役重文範「漢代瑞祥考——皇帝・政治との関係——」  
 「立命館東洋史學」三二、二〇〇八年。
- (37) 註(36) 役重前掲論文。
- (38) 桓帝は梁氏誅滅後に「(三)肺腑」を三公に任用した。當時、中央政府の人材不足が深刻化し、かつ桓帝の正統性が缺如していたことを勘案すると、桓帝は宦官による人事への關與を容認するとともに、自分と血縁的な紐帶を有する肺腑を任用することによって、人材不足の解消を圖ろうとしたと考えられる。
- (39) 註(9) 前掲拙著、五六～六八頁、拙稿E「後漢における側近官の再編」(『東方學』一三〇、二〇一五年)を參照。
- (40) 註(9) 前掲拙著、二四九～二九二頁を參照。
- (41) 註(15) 渡邊信一郎前掲書、五八～六四頁。
- (42) 梁氏誅滅後の桓帝と宦官の關係を示す記事として、『後漢書』黨錮列傳に、司隸校尉李膺が野王令張朔を捕えて死刑に處した時のこととして(張)讓訴冤於(桓)帝、詔(李)膺入殿、御親臨軒、詰以不先請便加誅辟之意。膺對曰、「……今臣到官已積一句、私懼以稽留爲愆、不意獲速疾之罪。誠自知覺責、死不旋踵、特乞留五日、剋殄元惡、退就鼎鑊、始生之願也」。帝無復言。顧謂讓曰、「此汝弟之罪。司隸何愆」。乃遣出之」とある。張朔は宦官の小黃門張讓の弟にあたる。桓帝は李膺が許可を得ずに張朔を死刑に處したことを詰問したが、李膺の返答を聞き、張朔に罪があることを認めた。この事例からも、宦官とその與黨に罪過が認められる場合に彼らに處罰を加えることについて、桓帝が理解を示していたことが分かる。
- (43) 註(17) 前掲拙稿Aを參照。
- (44) 註(20) 前掲拙稿Bを參照。

reborn under the influence of Taoism thought.

## DIRECT RULE BY EMPEROR HUAN OF THE LATER HAN AND PARTICIPATION IN THE GOVERNMENT BY EUNUCHS

WATANABE Masatomo

As a part of an elucidation of the character of the emperor's rule in the latter part of the Later Han, I examine in this paper the political background of the involvement of eunuchs in personnel affairs during the reign of Emperor Huan 桓帝, when the Great Proscription, or ban on court factions (*danggu* 黨錮), occurred. Through this examination, I also explore clues to understanding the background of the Great Proscription and its historical significance with a focus on the characteristics of the emperor's rule and the political activities of eunuchs.

After having removed his maternal relative Liang Yi 梁冀, Emperor Huan appointed people who had been cooperative with Liang Yi as the Three Dukes (*sangong* 三公). Behind this move lay the political issue of Emperor Huan's own lack of legitimacy. However, these people had, by likening Liang Yi to the Duke of Zhou, endeavored to reject the rule of the Liu 劉 clan. Emperor Huan accordingly had eunuchs recommend people, whom he then appointed as the Three Dukes. In this way Emperor Huan sought to create a new force that would back his succession to the throne and would support his rule.

On the basis of the findings of the above investigations, it can be said that a background factor in the weakening of emperor's rule during the Later Han resulted from the enormous power wielded by eunuchs in regard to the political issue of the uncertainty of the emperor's legitimacy. In other words, the weakening of the emperor's rule during the Later Han arose as a result of the fact that uncertainty surrounding the emperor's authority had distorted the manner in which he assumed power. Further, on the basis of the findings of this paper, it should now become possible to reexamine the political background of the Great Proscription during Emperor Huan's reign by focusing on his lack of legitimacy and the eunuchs' involvement in personnel affairs.